

大 監 第 2 1 - 1 号
令和6年12月25日

大 台 町 長 大 森 正 信 様
大台町教育委員会教育長 福 岡 佳 久 様

大台町監査委員 山 本 晃 史
大台町監査委員 岸 良 隆

令和6年度財政援助団体に対する監査報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体について監査した結果を別添のとおり報告します。

令和6年度 財政援助団体に対する監査報告書

大 台 町 監 査 委 員

令和6年12月

令和6年度 財政援助団体に対する監査報告書

1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、町が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で、当該財政援助に係るものを監査する。

2 監査の対象団体

大台町が補助した3団体の当該補助金にかかるもので、その出納その他それに関する事務について監査を行った。

補 助 金 名	所 管 課 名
民生児童委員協議会補助金	福祉課
農業コミュニティ構築補助金	産業課
学童保育運営補助金	子ども教育課

3 監査の実施日

令和6年7月19日・22日、11月15日・18日

4 監査の方法

補助金交付団体の令和5年度の補助金に係る事務が、大台町補助金等交付規則並びに各事業別補助金交付要綱等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、補助金交付団体及び所管課から提出された関係書類を、事前監査し、所管課から説明を求めるなどにより実施した。

5 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

- (1) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (2) 事業計画に沿った事業が実施されているか、また、実施事業が変更された場合、事業計画承認変更により承認を受けているか。
- (3) 事業の完了時の実績報告は行われているか。
- (4) 補助金に係る現金出納簿等会計経理は適正に行われているか。
- (5) 補助金額の算定、交付方法、交付時期は適正に行われているか。

6 補助金の状況

(1) 民生児童委員協議会補助金の状況

区 分	内 容
補助金の名称	大台町民生委員児童委員協議会補助金
補助金交付団体の名称	大台町民生委員児童委員協議会
事業補助金交付規則又は要綱等	大台町民生委員児童委員協議会補助金交付要綱 (平成25年4月1日施行)
補助金の目的	民生委員・児童委員が社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることに対し補助金を交付する。
補助金の額	2, 5 0 0, 0 0 0 円
事業の内容	(1) 会議費、講演会費、懇談会、勉強会費、研修会費、事務費等 (2) その他町長が必要と認める経費

(2) 農業コミュニティ構築補助金の状況

区 分	内 容
補助金の名称	大台町農業コミュニティ構築補助金
補助金交付団体の名称	熊内集落協定、栗谷区集落協定、上三瀬集落協定、泉-1集落協定、長ヶ集落協定、南集落協定、柳原集落協定
事業補助金交付規則又は要綱	大台町農業コミュニティ構築補助金交付要綱 (令和5年4月1日施行)
補助金の目的	町内における優良農用地の確保、遊休農用地の発生防止並びに農業者のモチベーション維持及び向上、ひいては、農業を通じたコミュニティを構築し、集落ぐるみで農用地の保全につなげることを目的とする。
補助金の額	合計 4, 1 4 7, 6 4 0 円 (集落協定農用地面積に 10 アール当たり 1 万円を乗じて得た金額) 熊内集落協定 866, 540 円 栗谷区集落協定 586, 520 円 上三瀬集落協定 608, 290 円 泉-1集落協定 415, 370 円 長ヶ集落協定 1, 014, 110 円 南集落協定 131, 450 円 柳原集落協定 525, 360 円
事業の内容	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 ③景観作物を作付ける。 ④土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ⑦粗放的畜産を行う。 ⑧堆きゅう肥の施肥、きっこう植物の利用、アイガモ・コイの利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ⑨その他集落の創意工夫に基づく活動を実施する。 (1項目以上選択し、実施すること。ただし、既に交付金事業において、多面的機能を増進する活動を実施している活動項目は対象外とする。)

(3) 学童保育運営補助金の状況

区 分	内 容
補助金の名称	放課後児童健全育成事業費補助金
補助金交付団体の名称	日進学童保育ペンギンクラブ 学童保育げんきっこクラブ 学童保育どんぐりっこ
事業補助金交付規則又は要綱	大台町放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱
補助金の目的	放課後児童の健全育成の推進及び放課後児童クラブの安定した運営を図るため、補助金を交付する。
補助金の額	合計 7, 1 2 9, 0 0 0 円 日進学童保育ペンギンクラブ 2, 300, 000 円 学童保育げんきっこクラブ 2, 929, 000 円 学童保育どんぐりっこ 1, 900, 000 円
事業の内容	(1) 放課後児童健全育成事業 (2) 放課後子ども環境整備事業 (3) 放課後児童クラブ支援事業 (4) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 (5) 障害児受入強化推進事業 (6) 小規模放課後児童クラブ支援事業

7 監査の結果

当該補助金については、補助の目的に沿ったものであり、概ね適正に執行されている。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので補助の対象となる団体にあっては、所管課と協議のうえ、適正な措置を講じ、所管課にあっては補助金対象団体に対する指導を含め適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、改善を要するもののうち軽易なものについては、記述を省略した。

(1) 大台町民生委員児童委員協議会補助金に関する事項

- ・会計管理について

当該補助金に係る事業執行に当たっての会計については、通帳と印鑑の管理者を分けるなど、適切な会計管理をされたい。

- ・補助金交付要綱について

補助金交付要綱の補助対象経費について、活動手当を追加するなど要綱の精査を行われたい。

(2) 大台町農業コミュニティー構築補助金に関する事項

- ・補助金交付要綱について

補助金交付要綱の補助対象経費・補助金の額について、次の事項について精査されたい。

- ①補助対象経費の支出科目の精査

- ②補助対象経費の個人配分額の上限設定

- ③補助額の単位（10円単位で補助している）

(3) 放課後児童健全育成事業費補助金に関する事項

- ・会計管理について

当該補助金に係る事業執行に当たっての会計については、通帳と印鑑の管理者を分けるなど、適切な会計管理をされたい。

- ・補助金交付事務について

補助金の交付については、補助金交付要綱に則った手続きが必要であるが、申請書等の様式が要綱に規定された様式と異なっている。要綱に基づいた手続きを行われたい。

- ・翌年度繰越金について

繰越金について、団体から報告された繰越金と通帳残高に齟齬が発

生している。早急に事実確認を行い適正な会計処理を行われない。補助金については、適正な額を把握し交付するように努められたい。

8 意見

補助金の交付にあたっては、大台町補助金等交付規則及び各補助金別に定められた補助金要綱等を遵守し、事業を実施していただきたい。また、目的の達成やその効果は十分に発揮されているかなどを検証し、補助事業の適正化を図られたい。

財政援助団体に対しては、補助事業の遂行にあたって会計管理の明確化を図るため経理関係書類等の整備を的確に行うよう指導されたい。